

摂津市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

本市は、雇用・労働行政の充実が住民生活の安定につながるものであるという認識から、大阪府と連携のもと平成14年度より地域就労支援事業を行っております。府養成の本市地域就労支援コーディネーターは、各市の取り組みを参考にし個別相談業務を行っております。

また、医療などの関連事業の雇用創出施策として能力開発講座を行い、就職困難者に対して、国や府などの情報提供をするとともに就職フェアを継続して行うなど、今後も取り組みを進めてまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

本市地域就労支援コーディネーターは、相談者の状況に応じて地域就労支援事業推進協議会や大阪府等と連携し、能力開発講座や各種就職フェアの紹介、ハローワークからの最新求人情報を提供するなど、相談者の視点に立った取り組みを行っております。

先般、平成21年11月30日にハローワーク茨木にて「ワンストップサービス」が行われ、本市職員も参画し相談に応じております。今後もハローワークと連携し、相談者の支援に努めてまいりたいと考えております。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

本市は、市内の約4,000事業所に広報紙を配布し、労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について情報提供を行うなど制度の周知に努めております。また、本市では三島地域において「はたらく人たちの法律セミナー」を開催し、改正雇用保険法の内容をテーマに労働者・事業主・組合関係者など様々な方へ制度の周知やスキルアップを行っております。

さらに事業所の法令遵守を図るため、商工会や公正採用選考人権啓発推進員を設置している摂津地区人権推進企業連絡会へ情報の提供を行い、労働法制が職場で徹底・履行されるよう求めています。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体においては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

総合評価方式による入札は、現在のところ未導入ですが、公共工事において価格と品質で総合的に優れた入札方法であることは認識しており、実施に向けて調査・研究してまいります。

公契約条例については、すでに労働者保護のための一定の法制度が整備されていることから、現行法制度の適正な運用により対処すべきものであると考えており、現時点での条例化は予定しておりません。

行政の福祉化推進の観点については、各部局と確認してまいりたいと考えております。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「ワーク・ライフ・バランス」の周知については、産業振興課と女性政策課が連携しながら企業への情報発信に努めております。今後も、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が推進されるよう、大阪労働局や大阪府などと連携し、制度の周知を行ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市は、地域特性に基づいた中小企業者への支援で地域活性につなげる「おおさか地域創造ファンド」を地域力連携拠点（北摂拠点）や商工会・金融機関等と連携を密にしながら行っております。また、中小企業のビジネスチャンスに結びつくよう、指定する展示会への出展料の補助を行うとともに、市ホームページからものづくりに関する総合的な支援施設であるクリエイション・コア東大阪にリンクし、情報発信を行っております。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

地域の活性や雇用の創出につながるものと考えており、本市の地域特性を勘案しながら、総合的に検討するものと認識しております。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市の指名参加登録業者の多くは中小企業であり、公共工事や物品等の発注については、原則として地場企業に優先発注しております。特に昨年来の金融危機による経済不況・雇用情勢の悪化に呼応して、国の経済危機対策・緊急雇用対策に合わせて補正予算を組み、本市の実情とニーズに沿った施策を展開しております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き上げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

適正な運用が企業間で行われるよう、制度の周知に努めてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

現行の「行財政改革第3次実施計画」が平成21年度までとなっていることから、第4次計画でも、第3次計画と同様に個々の改革項目について22～26年度中での取り組みスケジュールを示します。また、行財政改革の内容についても広報紙やホームページを通じて市民に広く情報を公開していきます。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

これからの行政運営は、すべてが行政主導ではなく府民やNPO等との連携を深め、協働により推進していく必要があることから、双方向から連携できるシステムづくりは今後の重要課題と考えております。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの变化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

(回答)

移譲事務にあっては行政施策の後退を招かないよう基礎自治体で努力しますが、財政的な措置については、原則として移譲元である国や府が行うものと考えております。

(3) - 大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

(回答)

市民の利便性の向上を最優先に考えたうえで、本市の規模や財政状況、地域の実情を勘案し、

段階的な事務移譲について大阪府と協議を重ねてまいります。

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

個別事業について関係各課と検証を進めるとともに、大阪府とも十分協議を行ってまいります。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

本市ではこれまで、事業の見直し・職員数の削減・給与カットなど財源確保に努めております。地方財源の充実確保に向けては、政権交代による国の動向を注視しつつ、地方一般財源の確保を図られるよう、大阪府との連携を図ったうえで、様々な機会を捉えて国に対して要望してまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

行政評価システムについては、限られた資源のなかで最適なサービス提供をめざして、平成14年度から導入しており、毎年3月には評価結果をホームページ上に掲載しております。

第三者による外部評価システムについては、今後の検討課題と考えております。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

ご指摘のように、二次医療圏ごとの保健医療提供体制につきましては、大阪府の策定する「大阪府保健医療計画」に基づき整備が図られることとなっており、同計画の推進のため各医療圏ごとに「保健医療協議会」が設置されております。

本市は、高槻市・茨木市・島本町とともに三島医療圏に属し、「三島保健医療協議会」が置かれ、保健所・医師会・病院等の関係団体とともに救急医療体制等の整備に取り組んでおります。今年度には「地域連携クリティカルパス小委員会」が設置され、地域医療連携体制についての検討も開始されています。また、隣接の豊能医療圏に属する済生会吹田病院との病診連携に市内25の医療機関が登録され、一貫・継続した医療の提供をいただいているところです。今後とも、三島医療圏にとどまらず広域的な視点に立った医療体制の整備に向け、関係機関と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えています。

次に、医療従事者に対する処遇改善等につきましては国や都道府県の所管となっており、市といたしましては、市長会等を通じて国や大阪府に要望してまいります。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

地域密着型サービス提供事業所につきましては、年1回現地に赴いての現地指導のなかで研修及び従業者の勤務体制について確認を行っております。研修につきましては実施日・出席者及び内容についても確認し、人員に関する基準についても介護従業者の資格・配置基準の確認を行っております。引き続き、関係法規の遵守とサービスの質の向上について助言・指導を実施してまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担につきましては、平成19年4月の特別対策、平成20年7月の緊急対策により、一定の資産要件のもとで所得判定の基準や世帯の範囲が見直され、利用者負担は大幅に軽減されております。なお、平成21年7月からは資産要件も撤廃されております。本市でもこれらの対策に合わせ、市町村事業である地域生活支援事業において所得判定基準や世帯の範囲の見直しを実施し、利用者負担の軽減に努めております。また、国において「障がい者制度改革推進本部」が設置され、今後一定の見直しが検討される見込みであり、その動向を注視してま

まいります。

サービス提供基盤につきましては、平成21年度から23年度を計画期間とする「第2期摂津市障害福祉計画」に沿って、市の実情を勘案しながら整備を進めてまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

市民の健康づくりに関する取り組みとしては、「健康せつつ21」で「休養・心の健康づくり」を掲げ、講座の開催や啓発チラシの配布などを行っています。

最近、自殺の増加が社会問題になっており、自殺の原因として「うつ」などの精神的問題も多いといわれています。今後、関係機関が共通認識をもち連携・協働の視点で取り組む必要があると考えています。

啓発については、引き続き、広報の商工特集号及びホームページなどを活用し、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

現在、「次世代育成支援行動計画」の後期計画を策定中であり、その際に0歳から小学校6年生までの児童の保護者に対し、子育て支援に関する調査を実施しております。

保護者の就労状況や保育サービスの利用状況、子育て支援施策の認知度・利用度・満足度、子育て環境に対する評価等の調査結果を踏まえ、潜在需要も勘案した数値目標を設定し、実行性のある後期計画の策定に取り組んでまいります。

また、大阪府の子育て支援交付金を活用し、地域の子育て支援施策の充実にも引き続き努めてまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

本市では警備員配置ではなく、地域のボランティアの方々に子どもの安全を見守っていただく「小学校受付員」制度を全国に先駆けて実施しております。この制度を今後も継続し、学校・地域での子どもたちの安全対策を引き続き講じたいと考えております。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

義務教育のスタートにおけるきめ細かな指導を様々な教科・領域で行い、学校生活の基礎を築くため、小学校1・2年生での35人学級編制は大変有効です。大阪府に対し今後も維持について要望を行い、小学校3年生以上への拡充についても働きかけを行います。

また、児童・生徒の発達段階に応じた望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育が学校教育に適切に位置付けられるよう、様々な直接的な体験学習の機会を設け、系統的・継続的な指導を今後とも行ってまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度は、実質的には広く子育て支援的な扱いで運用しており(認定率は府下トップ)、引き続き水準維持に努めたいと考えております。

奨学金制度は大阪府育英会に準じる形で運用しておりますが、今後の国や府の動向に注視してまいりたいと考えております。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

家庭児童相談室が中核となり、要保護児童対策地域協議会において関係機関が連携し早期発見・早期対応に取り組んでいるところです。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本市においてもDV相談の件数は近年増加の傾向にあり、地域住民の最も身近な行政主体として積極的な対策を講じる必要性を認識しております。平成22年7月開業予定の(仮称)摂津市コミュニティプラザ内に男女共同参画センターが移転し、相談室が確保されることから、専門相談員を配置し、市としてのDV相談窓口の明確化を図るとともに、現行の女性のための相談(電話・面接・法律の各相談)との効率的な運用を図ってまいりたいと考えます。また、今後とも「摂津市ドメスティック・バイオレンス(DV)防止ネットワーク会議」等の充実を図り、庁内関係各課ならびに警察や大阪府関係機関との連携強化に努めてまいります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定」につきましては、「摂津市男女共同参画計画(せっつ女性プラン)」の基本課題の一つに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げていることから、女性プランの中で位置付けを行う方向で今後検討してまいりたいと考えます。

市民に対する「配偶者暴力防止法」の内容の周知については、市広報紙や啓発誌の作成をはじめ、男女共同参画センターにおいて、「パープルリボンプロジェクト」として女性に対するあらゆる暴力の根絶、特にDVに対する啓発講座や展示等の事業を継続して実施しております。

相談窓口の周知については、すでに医師会を通じて市内医療機関等にご協力をいただいておりますが、今後ともあらゆる機会を捉えて情報発信に努めてまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市においては、平成19年3月に平成19年度から23年度までの5ヶ年を計画期間とする「摂津市男女共同参画計画(せっつ女性プラン)第2期」を策定しております。計画の進行管理のため、基本課題ごとに最重点の推進項目と評価指標を設定し、関係各課が施策推進担当課となって計画の推進に努めているところです。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では、地球温暖化防止に向け率先して環境に配慮した取り組みを実行するために、平成18年11月に「せつつ・エコオフィス推進プログラム」を策定し、職員一人ひとりが常日頃から省資源・省エネルギーをはじめ環境に配慮した取り組みを行っております。平成18年度から22年度までの5年間で、基準年度(平成17年度)より5%の温室効果ガス(二酸化炭素)削減を目標としており、進行管理については当課ホームページで公開しております。

また、温暖化対策事業として、地球温暖化防止対策やヒートアイランド対策を進めるため、また二酸化炭素の排出抑制・省エネルギーに市民が家庭で取り組み省エネライフの促進を図るため、摂津エコアクション(環境家計簿)の推進やヒートアイランド対策としてグリーンカーテンづくりや打ち水大作戦などを実施しております。

さらに、市民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった温室効果ガス削減施策の拡充・強化を図るため、「温暖化防止地域推進計画」の策定に向けて検討中です。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

平成20年度の本市のリサイクル率は15.2%です。全国平均並みにするためには、できる限り廃棄物を排出抑制し、大阪府と連携してさらなるごみの減量化・分別収集の徹底でリサイクル率を上げていくことが必要と認識しております。現在の施策としては、厚紙やお菓子の紙箱・包装紙などを資源分別収集することで、「もやせるごみ」のさらなる減量化や、「もやせないごみ」のステーション収集を戸別収集に変更し分別を徹底、ペットボトル収集を月1回から月2回収集に変更してリサイクル率アップ等を図っているところです。事業系ごみにつきましても、現在行っている「小規模事業所への紙資源無料回収」「公園剪定枝のチップ・腐葉土化」のさらなる拡大と並行し、事業者への訪問指導の強化によるリサイクルの促進等のごみ減量施策を推進してまいります。

食品廃棄物の発生抑制・減量の実施・再生利用等はすべての食品関連事業者課せられた責務

であり、食品リサイクル法に該当する事業者に対して訪問を行い、食品リサイクルに関する情報の提供を行ってきました。今後も、食品リサイクル制度の見直しの状況を見据えながら、事業者における発生抑制や食品リサイクルの取り組みが進むよう、普及啓発活動を進めてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

大規模災害時用の食糧についてはさらに備蓄を進め、備蓄目標量以外にも生活必需品などの確保に努めます。また、市民の防災意識を高めるため、防災関係機関・団体に参加いただいて「摂津市総合防災演習」を実施しているほか、小学校区ごとに実施される自主防災組織による防災訓練に市と消防が参加・協力しています。そのほか、避難場所の誘導標識設置や整備、避難場所の確保など、防災対策の拡充に努めます。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

安全・安心なまちづくりをめざして学校の耐震化率をさらに高めるとともに、市民が住む住宅や建築物の耐震性向上のため、耐震診断を実施した場合に費用の10分の9を補助しています。また、耐震改修工事を実施する場合には、工事費用の一部(上限60万円)を補助する制度を設けています。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市では、子どもの安全見守り隊・セーフティパトロール隊や、こども110番の家や車及び自転車により、通学路の安全確保や地域の防犯活動が行われています。また、こども安全巡視員や摂津防犯協会が青色防犯パトロール車による巡回を行っています。

そのほか、小学校・幼稚園に受付室を配置して市民ボランティアによる来訪者のチェックを行っております。また、警察OBの方をスクールガードリーダーとして配置し、市内10小学校の通学路等の安全点検を行いました。今後も地域における他の安全・安心の取り組みなどとも連携をとりながら、これらの取り組みを発展させていきたいと考えております。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

一定の道路については、新設等に際しバリアフリー化の基準に適合することを義務付けられており、新設及び改修の際にはバリアフリー化の基準に適合を進めております。また、努力義務はすべての道路でありバリアフリー基本構想の特定経路以外でありましても、新設及び改修の際には可能な限り基準適合をめざしているところです（歩道段差切り下げ及び視覚障害誘導ブロック設置事業を継続実施中）。

開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえて、大阪府と連携し、鉄道による地域分断及び踏切の解消に取り組んでまいります。

市域全体のバス交通網の見直しを行うための検討委員会のような組織の設立が必要と考えています。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権救済機関の設置や人権侵害救済法の早期成立が望まれているところである。本市としては、大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会と連携しながら、真に独立性・迅速性・専門性を備えた実効性のある人権救済に関する法制度の確立を国（法務省）に対して引き続き要請していく。

また、高度情報化社会の進展に伴いインターネットを悪用した中傷・差別事件等、新たに取り組んでいる啓発活動をはじめ、人権課題の解決に向けた啓発活動についても大阪府と連携を強化

して取り組む。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では、毎年7・8月を平和月間と位置付け、公民館や図書館をはじめ市内の公共施設において啓発展・映画会等を実施している。また、約600の市内事業所にも呼びかけての平和黙祷の実施、啓発展会場では摂津市原爆被害者福祉協議会と連携して「原爆の語り部」の活用等、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えている。今後も、市民から共感が得られるような取り組みをめざしたい。

7. 独自要請

(大阪国際空港の活性化について)

大阪国際空港は北摂圏の広域における利用者にとって利便性の高い空港で、かつ危機管理等防災拠点空港としても重要なインフラ施設です。

一部で報道されているような「大阪国際空港廃止論」などは、北摂地域のみならずひいては関西の経済資源を損なうこととなります。また近年は、神戸空港の開港における関西三空港化にみられる国の航空行政の失敗で、航空会社の公共交通機関としての意義はもちろんのこと、利用者の利便性や北摂地域の交通のネットワークに多大な影響を及ぼしていると言えます。

つきましては、大阪国際空港がその周辺地域や北摂地域の活性化の柱となるよう、北摂地域各自治体においても取り組まれるよう強く要請します。

(回答)

本市としましては、利用者の利便性確保や地方都市との交流、経済発展の核として、また北摂地域全体のまちづくりにとっても、大阪国際空港の果たす役割は誠に重要であると認識しています。そのことから、毎年大阪府に対して、北摂7市の市長で構成される「北摂市長会」を通して、利用者の利便性の確保や空港及びその周辺地域の整備の必要性など、大阪国際空港に対する認識を共有されるよう求めているところです。

今年度も、「北摂市長会」として、大阪府が先導的な立場で国等関係機関に働きかけるよう知事に強く要望したところであり、今後とも北摂地域自治体で協調して「大阪国際空港問題」に取り組んでまいりたいと考えております。